## デザインによる国際展開の支援 (2)

(3Dデジタルデザインを含む保護対象の拡大について)

## 検討の目的

技術の進展に伴い、携帯電話機や携帯情報端末等の画面デザインについて、製品の購入後にアプリケーションを追加することにより画面デザインを変更することが可能なケースが増えているが、これらの画面デザインは、現行の意匠法の下では保護を受けることができない。また、電子計算機及びゲーム機の画面デザインについても、既に物品の機能(情報処理機能、ゲーム機能)を発揮した状態の画像であるとして、意匠法の保護対象外とされている。

しかしながら、これら画面デザインは、諸外国において意匠法の保護対象とされており、 画面デザインについての保護対象の格差が生じている。画面デザインはインターネットを 通じ国境を越えて簡単に模倣することが可能であり、模倣被害が甚大となるおそれがある ことから、諸外国との保護対象の格差は、我が国の企業が事業を国際展開する上での障 壁となる可能性がある。したがって、製品の差別化の要素として画面デザインの重要性が 高まる中、諸外国と同様の保護を図るため、画面デザインの保護の拡大及びその前提と なる意匠法による保護の要件としての物品とデザインの一体性及び機能・操作要件の見 直しの是非について、検討する必要がある。

また、画面デザインの保護に関し物品との一体性要件を撤廃する場合には、意匠の実施行為規定の見直しの是非について、物品との一体性要件を維持する場合には、プログラムを譲渡する行為に関するみなし侵害規定の見直しの是非について検討する必要がある。さらに、複数の物品に共通して利用される画面デザインについて出願を行う場合の手続及びコスト負担軽減策1(複数物品指定、図面の提出要件の見直し)についても検討する必要がある。

## 検討事項

- ・画面デザインの物品との一体性要件緩和
- ・画面デザインの機能・操作要件の見直し
- ・その他(実施行為規定/みなし侵害規定/図面提出要件の見直し/複数物品指定の導入等)

## ユーザーの意見2

<アンケート調査の結果>

・意匠法による画面デザインの保護対象に関して、「諸外国と保護対象を一致させるべ

<sup>1</sup> 我が国においては物品の部分として画面デザインを保護しているため、複数の異なる物品に利用される画面デザインについて意匠登録を受けようとする場合には、画面デザインが表示される物品ごとに出願する必要があり、手続負担・コスト負担が大きいとの指摘がある。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup>「デジタル社会におけるデザイン保護に即した意匠制度の在り方に関する調査研究」においてアンケート調査、ヒアリング調査を実施中であり、第三回委員会(平成 23 年 12 月予定)までに取りまとめられる予定である。

- き」と回答した企業が 37%、「一致させる必要はないが拡大する必要がある」と回答した企業が 22%であり、「現状で問題が無い」と回答した企業は 34%に留まった。
- ・「現行の意匠制度等により画面デザインが十分に保護できていると思うか」との問いに対し、「十分に保護できている」と回答した企業が32%、「十分に保護できていない」と回答した企業が26%、「どちらとも言えない、わからない」と回答した企業が36%であり、現行の知的財産権制度による画面デザインの保護については、評価が分かれている。
- ・意匠法による画面デザインの保護拡大による効果としては、「画面デザインの模倣が減少する」と回答した企業が最も多く、模倣対策における活用を想定していることが伺える。
- ・意匠法による画面デザインの保護拡大による悪影響としては、「他社権利調査の負担が増加する」、「意図せず他社の権利を侵害してしまうリスクが増大する」と回答した企業が多く、他社権利の調査負担の増加や調査漏れを危惧する企業が多いことが伺える。